

申請に対する処分

処 分 名	市営住宅集会所の使用許可
根 拠 法 令	奄美市営住宅等管理条例施行規則第 3 1 条
所 管 課	建設部建築住宅課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

奄美市営住宅等管理条例施行規則（平成 1 8 年規則第 1 3 8 号）第 2 7 条に定める者

(2) 申請の方法

「市営住宅集会所の使用申込書」を住宅監理員（建築住宅課長）に提出する。

(3) 許可の要件

次の要件を付して許可する。

ア 団地生活の秩序を乱さないこと。

イ 政治活動を目的としないこと。

ウ 宗教活動を目的としないこと。

オ 営利を目的としないこと。

カ 宿泊の用に供しないこと。（防災等に係る一時避難を除く。）

キ その他集会所の使用目的に反しないこと。

2 標準処理期間

1 4 日